

平成18(2006)年度 東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程学生募集要項

広域科学専攻

1. 出願資格

- (1) 本学において平成18(2006)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者
(第1号)
- (2) 本学において修士の学位又は専門職学位を得た者(第2号)
- (3) 本学以外の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び平成18(2006)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者(第3号)
- (4) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成18(2006)年3月31日までに授与される見込みの者(第4号)
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成18(2006)年3月31日までに授与される見込みの者
(第5号)
- (6) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(第6号)
- (7) 学校教育法第68条の2第3項の規定により修士の学位を授与された者及び平成18(2006)年3月31日までに授与される見込みの者(第7号)^{注1)}
- (8) 出願時において、大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において、原則として常勤又はこれに準ずる身分をもって、2年以上研究に従事した者及び平成18(2006)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めたもの(第8号)^{注2)}
- (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において、原則として常勤又はこれに準ずる身分をもって、2年以上研究に従事した者及び平成18(2006)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めたもの(第9号)^{注2)}
- (10) 個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成18(2006)年3月31日において24歳に達しているもの
(第10号)^{注3)}

注1) 上記(7)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注2)上記(8)又は(9)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を平成17(2005)年10月7日(金)から10月12日(水)までに本研究科事務部に提出すること。提出書類等については事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。なお、審査の結果は、平成17(2005)年11月28日(月)頃各自に通知する。

注3)①上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、大学院修士課程に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

②上記(10)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を平成17(2005)年10月7日(金)から10月12日(水)までに本研究科事務部に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

③上記(10)に該当する者で、入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、平成17(2005)年11月28日(月)頃各自に通知する。

注4)下記2.(2)の社会人特別選抜による選抜を希望する者は、上記(1)から(10)のいずれかに該当するとともに、出願時において会社・学校・官公庁等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みである者、その他社会人としての経験を有する者とする。

2. 受入予定人員

(1)本専攻は、生命環境科学系、広域システム科学系及び相関基礎科学系の3つの系からなる。それぞれの受入予定人員及び受入予定人員総数は、下記のとおり。

系	受入予定人員
生命環境科学	約 23 名
広域システム科学	約 16 名
相関基礎科学	約 23 名
受入予定人員総数	約 62 名

(2)受入予定人員総数のうち社会人特別選抜による者は、約6名である。

(3)試験の成績によっては、入学許可者数が受入予定人員に達しない場合もある。

3. 選抜方法

(1)入学者の選考は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績及び口述試験による。

(2)口述試験は、提出論文並びに志望する専門分野等について行う。その際、外国語及び専門分野について学力検査(筆記試験を含む)を行うことがある。

なお、論文を含む出願書類の審査で、口述試験を行わずに不合格とすることがある。

(3)社会人特別選抜においては、上記(1)に加えて、本人のこれまでの社会での活動、今後の計画も選考の要素として重視する。

4. 試験期日及び場所

- (1) 出願資格第1号による出願者の選考期日及び場所は出願後各自に通知する。
- (2) 出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者については、平成18(2006)年2月2日(木)から2月10日(金)の間に選考試験を行う。口述試験の有無等、詳細な日時及び場所は、平成18(2006)年1月26日(木)正午に総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに、各自に通知する。

5. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者については、受験番号を平成18(2006)年3月2日(木)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに本人宛に通知する。なお、電話による問い合わせには一切応じられない。
- (2) 入学許可の通知は、平成18(2006)年3月中旬に、本人への郵送により行う。
- (3) 入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、平成18(2006)年3月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。
- (4) 入学時に必要な経費(平成18(2006)年度予定額)
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入 学 料 282,000円(予定額)

授 業 料 前期分260,400円(年額 520,800円)(予定額)

注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1) 出願方法

ア. 出願資格第1号による出願者の場合の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア. カ. キ. ク. ケ. を一括して本研究科所定の封筒に入れ、総合文化研究科事務部に直接持参して提出すること。郵送は認めない。ただし、本研究科の修士課程に在籍している者で、現在の専攻又は系と異なる専攻又は系へ出願する者及び他の研究科を修了する予定の者は、下記(2)のイ. ウ. エ. オ. 及び(3)も併せて提出すること。なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成17(2005)年12月13日(火)から12月22日(木)まで。また、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで。

イ. 出願資格第2号による出願者の場合の書類の提出方法並びに受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア. カ. キ. ク. ケ. コ. (振込金受付証明書を願書に貼付)及び(3)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留速達郵便により郵送すること。ただし、本研究科の修士課程を修了した者で、修了した専攻又は系と異なる専攻又は系へ出願する者及び他の研究科を修了した者は、下記(2)のイ. ウ. エ. オ. も併せて提出することになる。

が、イ、ウ、については、各自で用意した封筒により、書留速達小包により郵送すること。
なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成18(2006)年1月4日(水)から1月6日(金)まで。(平成18(2006)年1月7日(土)以降に到着したものについては、下記(2)のイ、ウ、も含め1月6日(金)までの消印があるものに限りに有効とする。)

ウ. 出願資格第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者の場合の書類の提出方法並びに受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)及び(3)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留速達郵便により郵送すること。ただし、(2)のイ、ウ、については、各自で用意した封筒により、書留速達小包により郵送すること。なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成18(2006)年1月4日(水)から1月6日(金)まで。(平成18(2006)年1月7日(土)以降に到着したものについては、下記(2)のイ、ウ、も含め1月6日(金)までの消印があるものに限りに有効とする。)

エ. 受付場所(あて先)

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学大学院総合文化研究科事務部(教養学部教務課総合文化大学院係)
電話 03-5454-6050(6049)

(2) 出願書類等

- | | |
|----------------|--|
| ア. 入学願書 | 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。 |
| イ. 論文 | 修士の学位論文又はこれに代わるもの3部(広域システム科学系については5部)。本研究科所定の論文添付票を貼付すること。すべてコピーでよい。 |
| ウ. 論文要旨 | 日本文の場合は、4,000字以内とし、外国文の場合はA4判用紙に印書し、2,000語以内のもの3部(広域システム科学系については5部)。本研究科所定の論文要旨添付票を貼付すること。 |
| エ. 成績証明書 | 修士課程以後のもの。 |
| オ. 修了証明書 | 修了見込証明書は不要。 |
| カ. 健康診断書 | 本研究科所定の用紙に記入したもの。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者で、平成17(2005)年度定期健康診断を受診したものは、提出不要。 |
| キ. 写真3葉(同一のもの) | 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して提出すること。 |
| ク. 受験票送付用封筒 | 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、350円分の切手を貼ること。 |
| ケ. 口述試験通知用封筒 | 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、350円分の切手を貼ること。 |
| コ. 検定料 | 30,000円(銀行振込に限る。)所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。) |

(3) 社会人特別選拔出願者及び外国人出願者は、上記(2)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

ア. 社会人特別選拔出願者

a. 社会活動状況書 本研究科所定の用紙を用いること。

b. 研究計画書 本研究科所定の用紙を用いること。

イ. 外国人出願者

日本語能力証明書 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。ただし、日本の大学を卒業した者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

7. 注意事項

(1) 同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻に出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。

(2) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)工.)に届け出ること。

(3) 出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者は、修士論文(又はこれに代わるもの)に加えて、審査の参考となり得る論文があれば、所定の期間内にそれを提出してもよい。

(4) 受験票等は平成18(2006)年1月20日(金)頃に、直接本人宛に郵送する。送付予定日から7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)工.)に連絡すること。

(5) 身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることもあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)工.)に申し出ること。

(6) 在職中の者は、次の点に注意すること。

ア. 大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。

イ. 在職のまま大学院に入学をしようとする者は、入学手続の際に、在学期間中は学業に専念させる旨を記した、勤務先の長(任命権者又はこれに準ずる者)による証明書を提出すること。

(7) 事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらためて通知する。

(8) 提出論文等は、返却しない。

(9) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。

(10) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。

平成17(2005)年4月